

令和8年1月5日

「那覇市プレミアム付商品券事業委託業務」のQ&Aについて

那覇市 経済観光部 商工農水課

1. 商品券について

No	質問内容	回答
1	商品券の販売方法は抽選を想定しているか。	プレミアム分を超える申込があった場合は、抽選を想定している。そのため、これらに対応できる販売方法の提案を求める。
2	商品券の一人当たりの販売上限額はどの程度か。	本市と業務委託契約後に協議の上、決定する。
3	商品券の二次販売等の開始は、いつごろを想定しているか。	全市民を対象としていることから、一次販売での完了を想定している。ただし、販売状況により、プレミアム分に残が生じた場合は、二次販売を想定しており、この場合の時期については本市と協議の上、決定する。
4	商品券はアプリ形式である必要はあるか。	アプリ形式に限らず、市民が利用しやすいシステムとすること。

2. 販売対象について

No	質問内容	回答
1	「広く市民が活用できるものとする」と。」と記載があるが、商品券の対象者は那覇市民のみでよろしいか。	商品券の購入対象者は那覇市民のみとする。
2	本事業の購入対象の「市民」の定義は何か。また、市民かどうかの確認はどう行うか。	原則、申込時に本市に住民登録がある者。なお、申込情報が那覇市民であるかについては、本市にて確認を行う。

3. その他

No	質問内容	回答
1	市の公式LINEにて購入申込みや抽選、アンケート調査を行うことは可能か。	本市の公式LINEの活用は、本事業の周知・広報のみである。

2	アンケートにおいては、利用者、利用店舗を関連付けた実態は全数必要か。サンプリング数でもいいか。	利用店舗の実績や業種別実績等は効果測定のため全数必要である。なお、利用者の消費行動等の実態はサンプリングでも可とする。
3	事務局及びコールセンターは、那覇市内もしくは沖縄県内に設置が必須か。	事務局は市民や参加店舗に関する業務、緊急対応、本市との綿密な調整等を想定すると県内の設置が望ましい。また、コールセンターの設置場所については、県外でも可とする。
4	換金頻度の目安はあるか。	提案によるものとするが、仕様書5-（5）-③に記載のとおりとする。
5	加盟店募集開始はいつからか。	参加店舗の選考基準を市と協議のうえ決定後、速やかに募集開始とする。
6	参考として前回の加盟店（R6実施店舗）はリストとしてもらえるのか。	前回参加店舗のリストは提供可。
7	「めんそーれ那覇市観光条例～市が指導等を行っている店舗」と記載があるが、店舗情報は市から提供があるのか。	参加店舗の選考基準を市と協議を行う時点で、指導を行っている店舗があれば、その情報を提供する。
8	履行期間が予定となっているが、契約はどうになるのか。	契約締結後、令和8年3月31日までの契約期間とする。ただし、本事業は国庫補助事業であることから国の令和8年度への繰越承認の決定後、期間を令和8年9月30日までとする変更契約を締結する予定である。
9	「市民全戸に対してチラシ配布等による周知を行うこと。」と記載があるが、市から住所等の情報提供はあるのか。	本市より、住所等の情報提供は行わない。なお、市民全戸への配布は、事業所や店舗等を除く住居への配布のことである。
10	県外に本社があり沖縄に支社がある場合の申込様式に記載方法について、所在地は支社の住所、代表者名は本社の代表取締役でもよろしいか。また、完納証明書（滞納が無いことの証明書）は支社のみで問題はないか。	お見込みのとおり。
11	商品券の名称は前回と同様に「なはんちゅPAY」でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。ただし、市民が親しみ持てるネーミングの提案は可能とする。